

## 事業所が申請代行する場合の介護保険特定福祉用具購入、住宅改修の支払方法

支給限度基準額 10万円

### ○特定福祉用具購入 (償還払いのみ)

① 10割(全額) 支払い

指定販売事業者

都道府県から指定を受けた  
「特定福祉用具販売事業者」  
からの購入品が対象です。

② 納品、領収書の発行

③ 申請書、領収書  
(※原本)、用具  
のカタログの提出

被保険者

新宿区

④ 費用の9割、8割  
または7割を給付

支給限度基準額 20万円

### ○住宅改修 (工事前に必ず、事前申請を行ってください。以下は工事後の流れです) (①償還払いまたは②受領委任払い)

① 償還払い

事業所

① 10割(全額) 支払い

③ 工事後の日付入り写真、  
領収書(※原本)の提出

② 領収書の発行

被保険者

新宿区

④ 費用の9割、8割  
または7割を給付

② 受領委任払い

(※新宿区に登録した事業所のみ)

登録事業所

① 費用の1割、2割  
または3割を支払う

③ 工事後の日付入り写真、  
領収書(※原本)の提出

② 領収書の発行

④ 費用の9割、  
8割または7割  
を給付

被保険者負担分の  
支払いのみで住宅  
改修が可能です。

被保険者

新宿区

※領収書(被保険者本人の宛て)は窓口で原本を確認後、お返しすることが可能です。その際は原本と写しを提出してください。

できるだけ複数の事業者から見積もりを取り、内容を検討しましょう。

相談・問合せ先 〒160-8484  
新宿区歌舞伎町1-4-1  
新宿区 介護保険課 給付係  
TEL 03-5273-4176